

# 公益社団法人津法人会 定款

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人津法人会（以下「本会」という。）と称する。

### (事務所)

第 2 条 本会の主たる事務所は、三重県津市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

### (目 的)

第 3 条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もつて適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 会員の福利厚生等に資する事業
- (7) 会員の交流に資するための事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、三重県内において、津税務署管内を中心として行うものとする。

## 第 3 章 会 員

### (会 員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 津税務署管内に所在する法人（津税務署管内に事業所を有する法人を含む。）で、本会の目的及び事業に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した者

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

### (入 会)

第 6 条 本会に入会しようとする者は、理事会において別に定める入会手続により入会することができる。

### (会 費)

第 7 条 会員は、総会において別に定めるところにより、毎年、会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(退会)

第 8 条 本会を退会しようとする者は、理事会において別に定める退会手続により任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条第1項の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散し、又は当該会員の津税務署管内の事業所の全てを閉鎖したとき。
- (4) 当該会員が死亡したとき。

(会員名簿)

第 11 条 本会は、理事会において別に定める様式により会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

2 前項の会員名簿は、会員に異動を生じた都度、これを訂正するものとする。

## 第 4 章 総 会

(種類及び構成)

第 12 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれも正会員の全員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とし、同項の通常総会をもって法人法上の定期社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催及び招集)

第 14 条 通常総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に、臨時総会は必要に応じて隨時開催する。

2 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

3 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して会長に招集の請求があったときは、会長はその日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併又は事業の全部譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第 18 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちから選出した議事録署名人 2 名が署名又は記名押印しなければならない。

## 第 5 章 役 員 等

(種類及び定数)

第 20 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 45 名以上 70 名以内  
(2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち、1 名を会長、4 名以上 6 名以内を副会長とし、1 名を専務理事、20 名以内を常任理事とすることができます。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法第 9 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によってこれを選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議に基づきこれを選定する。  
3 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある

ものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を総括執行する。
  - 3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
  - 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、会長及び副会長を補佐して本会の常務を執行する。
  - 5 会長、副会長及び専務理事は、事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
  - 6 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、会長及び副会長の業務の執行を補佐する。

(監事の職務及び権限)

- 第 23 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため選任された理事及び監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
  - 3 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(解任)

- 第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等及び費用)

- 第 26 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除)

- 第 27 条 本会は、法人法第111条第1項の役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問及び相談役)

- 第 28 条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役若干名を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会において選任又は解任する。
  - 3 顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役の任期等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

## 第 6 章 理 事 会

### (構 成)

第 29 条 本会に理事会を置き、理事の全員をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

### (権 限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の招集に関する事項の決定
- (2) 各種規則、規程及び基準の制定、変更並びに廃止に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定並びに解職
- (6) その他法令又はこの定款で定められた事項

### (開催及び招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (議 長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会において定める理事がその職務を代理する。

### (議決権)

第 33 条 理事会における議決権は、理事 1 名につき 1 個とする。

### (決 議)

第 34 条 理事会の決議は、この定款に別に定めるものを除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

### (決議の省略)

第 35 条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。

### (議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

## 第 7 章 正 副 会 長 会

### (正副会長会)

第 37 条 理事会の決議により任意の機関として、正副会長会を設けることができる。

- 2 正副会長会は、役員人事その他本会の運営に関する重要事項について審議し、理事会に参考意見を表明する。
- 3 正副会長会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

## 第 8 章 委員会、部会及び支部並びに評議員

### (委員会、部会及び支部)

第 38 条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、委員会、部会及び支部を設けることができる。

- 2 前項に定める委員会、部会及び支部の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

### (評議員)

第 39 条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、評議員 120 名以内を設けることができる。

- 2 前項に定める評議員の任期等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

## 第 9 章 資 産 及 び 会 計

### (資産の区分)

第 40 条 本会の資産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

- 2 基本財産は、次項に規定する財産及び理事会において基本財産とすることを決議した財産とする。
- 3 本会の公益法人への移行時の基本財産は、別表に掲げるものとする。
- 4 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。
- 5 本会の資産の管理運用は、理事会において別に定める方法により行う。

### (事業年度)

第 41 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第 42 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第 43 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類は通常総会に提出し、同項第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、同項第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第46条 本会は、総会の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 事務局等

(事務局)

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。  
3 重要な職員は、理事会の決議を経て会長がこれを任免する。

4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(公 告)

第 51 条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 補 則

(細 則)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事である会長は次のとおりとする。

会 長 竹林 武一

3 本会の最初の業務執行理事である副会長及び専務理事は次のとおりとする。

副会長 鈴木 秀昭、中川千恵子、友清 熱男、辻 正敏、橋本 幸司、伊藤 歳恭

専務理事 佐波正一

4 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

<別表>基本財産（第 40 条関係）

財産種別	場所・数量等
定期預金	百五銀行 本店 5,000,000円